

# 知多市子ども条例

子どもにやさしいまちをめざします



そうりいけうめ 佐布里池梅まつりキャラクター 「梅子」

ち た し  
知 多 市

子ども条例って？

／

子どもの権利って？

## こども じょうれい 条例って？

こどもが、自分らしく、夢をもって生きていくことを、応援  
するためにつくられた、みんなの約束事のことです。

みんなで、「こどもにやさしいまちづくり」を進めること  
を目的としています。



## こどもの けんり 権利って？

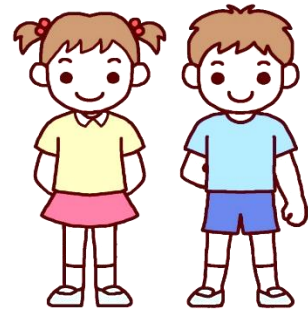
けんりとは、誰もが同じように受けることができるものです。

- あんぜん あんしん く 安全に安心して暮らすことができます。
- 自分らしく生きていくことができます。
- 自分らしく育てることができます。
- 自分にかかわることに、主体的に参加することができます。
- ちいきしゃかい とも い 地域社会で共に生きていくことができます。



たとえば、子どもにやさしいまちって？

- 子どものことをよく見て、子どもの  
話を聞いてくれる
- 自分らしさを認めてくれる
- 失敗しても大丈夫という気持ちにさせてくれる
- 子どもの気持ちを大切にしてくれる
- 地域全体で子どもを見守ってくれる など



では、大人たちの役割は？

- 保護者（親など）……子育てに責任を持つ
- 学校など ……子どもを助け、教える
- 地域住民など……みんなで協力し、子どもの  
居場所づくりなどを行う
- 市 ……子どもにやさしいまちづくりのため、  
いろいろな取り組みをする



たとえば、子どもにやさしいまちって？

／  
では、大人たちの役割って？

市は、保護者、学校、地域住民などと協力し、子どもの意見を聴きながら、子どもにやさしいまちづくりを進めます。

また、子どもが、幸せにくらせるように、会議を開き、話し合い、みんなの意見を聴きながら、子どもについての事業計画をつくり、その計画の実現をめざします。



といあわ  
問合せ

ちたしこ　　みらいぶ　こどもわかものしえんか  
知多市　子ども未来部　子ども若者支援課

でんわ  
電話　　0562-36-2656

ふあつくす  
FAX　　0562-33-8844